

くらしの安心情報

情報ファイル NO.116

平成 24 年 3 月 9 日

投資用マンションの購入を勧める電話があり、断ったのに何度もかかってくる。非常に迷惑だ！

相談内容

【相談者 40代 男性】

先日、社名を告げない業者から投資目的のマンション購入の電話勧誘がありました。「興味がない、必要ありません。」と断ると、「その言い方は何だ、失礼だ！押しかけるぞ！」と怒鳴られました。その後もしつこく何度も電話がかかり、長時間切らせてくれない事もあります。どう対処すればよいのでしょうか。

対処方法

投資用マンションの悪質な電話勧誘の相談が後を絶ちません。

この相談のように、断ったのにしつこく勧誘が続いたり、脅迫まがいの勧誘を受けたり、絶対に儲かると説明をされたなどのトラブルがあります。

宅地建物取引業法(以下、宅建業法)では、業者がマンション購入の勧誘を断った人に対し勧誘を続けたり、迷惑を覚えさせる時間に電話や訪問をしたり、社名や勧誘を行う者の氏名・勧誘目的を告げずに勧誘する行為などを禁止しています。

- ・ 相談者には、悪質な勧誘を受けたり強引に契約を迫られてもき然と断り、手短かに電話を切るよう助言しました。
- ・ 悪質な勧誘を受けた場合は、その時の具体的な状況(業者名や連絡先、担当者名、勧誘のやり取り等)を、宅建業法所管課(県:建築住宅課、国:国土交通省(地方整備局))にお知らせください。
- ・ 脅されたり、身の危険を感じた場合は、警察に通報しましょう。
- ・ トラブルにあったら、早めに市町村相談窓口や消費生活センターにご相談ください。

押しかけるぞ！



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局:富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)